

第7章 新たな環境活動基盤の整備

第1節 環境コミュニケーションの普及

現 状

本県では、琵琶湖を中心とした水環境問題をはじめとして環境問題に高い関心が寄せられており、県民自身による環境保全取り組みも盛んに行われています。このような環境に対する高い県民意識に基づき、県民参加による環境づくりを推進するため、これまで、行政の政策決定に県民意見を反映する県民政策コメント制度や環境自治委員会、情報公開制度など、行政への県民参加を積極的に進めてきました。さらに、環境に大きな影響を及ぼす可能性のある事業に対する環境影響評価制度や、公共事業の計画段階から県民と協働を進める事例が増えています。

また、事業者においては、全国的にも厳しい規制の遵守はもとより、積極的な環境保全取り組みが求められるISO14001認証の取得が進められ、環境報告書などによる情報開示が行われています。

課 題

各主体が持つ環境に関する情報の積極的な開示を促すとともに、これら情報の共有化を進めること、また、行政の政策決定過程においては県民意見を反映させる機会を充実させることなどにより、単に参加にとどまらず、立場の違う主体間での積極的な環境コミュニケーションを展開するなど、各主体をつなげる取り組みが必要です。

取 組

1 環境自治委員会の運営

環境自治委員会（滋賀の環境自治を推進する委員会）は、環境基本条例に基づき、県民が参加して、健全で質の高い環境の確保を図るため、知事やその他県の機関などが行う事務や事業（環境アセスメント等、意見を述べる手続を有する事業を除く）が、環境保全上適切に実施されていないと考える県民からの申立てに基づき、調査審議を行う機関です。

是正が必要な場合には、知事等に対し勧告を行う

ことができ、知事等は勧告を尊重し、適切な措置を講じなければならないことになっています。

なお、平成17年度(2005年度)は審査の申立てはありませんでしたが、これまでに8件の審査申立てがあり、勧告(3件)、要望(2件)を行っています。

[→参考資料（48）](#)

2 環境影響評価制度の運用

本県における環境影響評価制度は、昭和56年(1981年)3月から「滋賀県環境影響評価に関する要綱」（以下「環境アセス要綱」という。）に基づき実施してきました。平成8年(1996年)に環境優先の理念に基づき制定された「滋賀県環境基本条例」により、「環境影響評価の措置」が環境保全に関する基本的な施策として位置づけられたことなどを受けて、平成10年(1998年)12月に、現在の「滋賀県環境影響評価条例」（以下「環境アセス条例」という。）が制定されました。

環境アセス条例は、従来の環境アセス要綱や国の「環境影響評価法」に比べて、次の特徴があります。

- ア より早い段階から環境への考慮がなされるための仕組みの導入
- イ 対象事業として2以上の事業による複合影響に着目し、「複合開発事業」の概念を導入
- ウ 住民参加の機会を充実
- エ 事後調査の手続を充実(事後調査結果は全て公告縦覧し、住民に公表)
- オ 知事意見の反映を担保する手続の導入

（環境影響評価書に対し、知事が修正意見を述べられることとしました。）

これまでに環境アセス条例に基づき、4件の環境影響評価実施計画書、4件の環境影響評価準備書、7件の評価書の提出がありました。なお、平成17年度(2005年度)において、新規事業および継続事業はありませんでした。

3 淡海の川づくり〈河港課〉

(1) 川づくり会議とは

平成9(1997)年に「河川環境の整備と保全」、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」を大きな柱として、河川法が改正され、本県でも、県管理河川の整備や管理のあり方（水害の軽減や河川環境の保全など）について、地域のみなさんの意見を反映した「河川整備計画」の策定作業を進めており、県が実施する河川事業は、すべてこの「河川整備計画」に基づき実施されます。

「川づくり会議」は、地域の生の声を伺いながら、みんなで川の将来像を共有しようとする目的で開催している会議で、公募によるメンバーで構成されています。川づくり会議では、現地見学会や自然観察会など、流域の自然・歴史・文化について学ぶ取り組みも実施されています。（表7-1-1）

「淡海の川づくり検討委員会」は、「川づくり会議」からの提言を踏まえてとりまとめられた「河川整備計画（原案）」について、専門的な立場からアドバイスをする組織です。常任委員と地域委員で構成されています。常任委員は、河川・環境・文化財などの分野の学識経験者5名で構成しています。地域委員は、水質、水利、漁業等の分野の学識経験者、関係市町長、地域住民代表などで構成しています。

表7-1-1 川づくり会議開催状況

年 度	川づくり会議開催河川
平成11年度	日野川
平成12年度	杣川、日野川
平成13年度	犬上川、芹川、真野川、安曇川、愛知川、長命寺川、大戸川、野洲川
平成14年度	真野川、大戸川、野洲川、愛知川、長命寺川、芹川、姉川・高時川、鴨川、百瀬川、石田川
平成15年度	大戸川、真野川、姉川・高時川
平成16年度	姉川・高時川

(2) 今後の展開～地域がはぐくむ川を目指して～
川づくり会議で、共有した川の将来像に向けて、適切な役割分担のもとそれが主体的に取り組みをすすめることができます。しかしながら、地域住民・市民のみなさんが主体的に川づくり（河川の整備や管理）に関与できる仕組みが十分ではありません。そのため県は、以下のことを重点的に進め、地域がはぐくむ川の実現を目指します。

ア 地域住民・市民による川や水辺に関する活動を積極的に支援します。

イ 河川環境の保全に関わる活動などに、地域住民・市民がより積極的に取り組むことができるような仕組みを検討します。

4 みずすまし構想の推進〈農村振興課〉

みずすまし構想は、農村地域の水質および生態系保全のための全体構想であり、「水・物質循環」「自然との再生」「住民参加」を3つの柱として、豊かな農村の自然環境を次代に引き継いでいくとするものです。この構想の実現に向けて、営農・施設整備・啓発対策を推進します。

農村地域の水質および生態系・景観保全を目的とした「みずすまし構想」を推進するため、県内に11の「みずすまし推進協議会」（図7-1-1）が設立されています。この協議会では、それぞれの地域の特性に応じた環境保全の対策を取りまとめた「みずすまし行動計画」に基づき活動を展開されています。

また、みずすまし構想の円滑な推進のため、学識経験の豊かな専門家に助言・指導を受けるため、「みずすまし構想推進委員会」を設置するとともに、農業排水を反復利用する施設整備や農村地域の住民主体による環境改善への取組に対し支援を行っています。

図7-1-1 みずすまし推進協議会ブロック図



5 農村地域等におけるグラウンドワーク活動の推進〈農村振興課〉

グラウンドワークは、地域住民と企業、行政がパートナーシップを組み、身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動です。平成14年度からはモデル地区において、3年間グラウンドワーク活動を支援し、活動の展開可能性と課題等を具体的に検証しながらグラウンドワーク手法による活動の推進を図っています。

甲良町では、“せせらぎ遊園のまちづくり”と称し、町内をくまなく流れる農業用水路をモチーフに各集落毎に「まちづくり委員会」を結成し、住民、行政、専門家のパートナーシップのもと、住民が主体となった計画づくりや実践活動が行われています。現在、このような取組は農村型グラウンドワーク活動として全国的にも注目されています。

6 農村地域における住民主導による環境保全活動の推進〈農村振興課〉

(1) 農村地域住民活動支援事業・農村振興総合対策支援事業

本県の農業・農村のもつ多面的機能を發揮する豊かな田園空間の創造や農村地域のコミュニティ機能を維持するためには、農家だけでなく非農家を含めた地域住民と行政等とのパートナーシップによる農村環境の保全活動の推進が求められています。

このことから、滋賀県土地改良事業団体連合会内に設けられた「滋賀県みずすましセンター」を活用し、地域リーダーの育成や地域を熟知した専門家の派遣、普及啓発活動を行い、地域住民の自主的な活動の定着や持続的な活動を支援します。

(2) 棚田保全ネットワーク推進事業

棚田地域は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源かん養、景観や伝統文化などの多面的な機能を発揮しています。このような棚田の持続的な保全に向けて、地域住民のみならず都市住民との協働をも含めたネットワークの構築と保全活動への支援を取り組んでいます。平成18年度は3地区でボランティアメンバーによる草刈り等の棚田保全活動を実施しました。

(3) ため池里山人のにぎわい推進事業

山辺におけるため池や農地、集落を含んだ里山の美しい田園景観や豊かな生態系は、県民共有の財産といえます。しかし、このような山辺では、維持管理の粗放化等によりため池の機能低下や、獣害、林地の荒廃などが顕在化していま。

このため、農家、地域住民、NPOなど多様な主体の参画・協働による、山辺のため池や農地、里山などの恵まれた田園景観や豊かな生態系の保全・再生活動のためのネットワークづくりを支援しています。

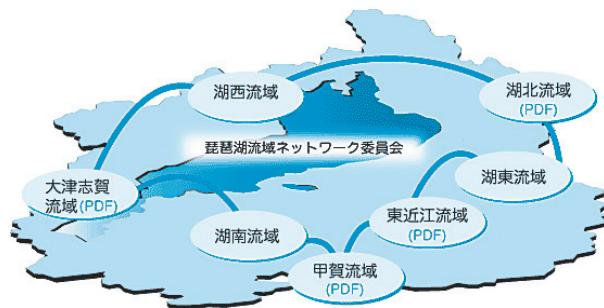
7 琵琶湖流域ネットワーク委員会

〈水政課琵琶湖環境政策室〉

(概要)

平成16(2004)年2月15日に琵琶湖流域ネットワーク委員会が設立され、マザーレイク21計画に基づき県内各流域において取り組まれている、身近な河川での取組を通して琵琶湖の総合保全を目指す「流域協議会」を核としながら、環境団体、企業、行政、個人等が地域で進める水環境保全の取組を支援するとともに、流域内および流域を越えた琵琶湖を緩やかに囲むネットワークを構築することを目指しています。(図7-1-2)

図7-1-2 琵琶湖流域ネットワークのイメージ



(目標)

琵琶湖を取り囲む水環境保全の取組の推進

(結果)

実質的に3年目となった平成18年度は、流域協議会相互の連携プログラムに委員会としても参加、他団体と共に事業を実施するなど、緩やかなネットワークの構築にむけて、「水」を介した各種催しの情報提供や研修会等を行いました。琵琶湖流域ネットワー

ク委員会として、琵琶湖一周調査隊（水質調査）を11月に実施しました。

（結果の評価）

調査活動、研修会、交流会等を実施し、委員会としての活動を開始することができました。

（今後の展開）

自主事業の充実とホームページの有効な維持管理や情報の一元化等を行う必要があります。

8 公害審査会〈環境管理課〉

苦情処理によって解決できない公害に関する紛争

を、迅速、適正に解決するために、「公害紛争処理法」に基づいて紛争処理制度が設けられています。本県では、学識経験者など10名から構成される滋賀県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続きを行っています。

昭和45年(1970)年に滋賀県公害審査会が設置されてから、これまでに29件の調停申請を受け付けてあります。平成17年度は、新規の受付はありませんでした。

第2節 調査、研究の推進

現 状

複雑化した環境問題に、県民・事業者・行政などの各主体が、連携、協働して取り組んでいくためには、様々な環境情報の提供が不可欠となっています。

また、複雑化、多様化する環境問題に適切に対応するために、身近な生活環境から琵琶湖をはじめとする自然環境までの広い範囲を対象とする環境に関する総合的、学術的な「環境科学」の視点からの取組が求められていることから、総合的な環境の試験研究と環境情報の提供を図る必要があります。

このため県では、平成17年6月に開設しました「琵琶湖・環境科学研究センター」を中心に、琵琶湖と環境に関する総合的な試験研究、情報管理等を行っています。

課 題

琵琶湖の総合保全や生態系等自然環境の問題、廃棄物の排出などに係る環境への負荷およびその原因となる社会経済活動の総合的把握に関する課題等多種多様な環境問題に的確かつ早急に対応する必要があります。

取 組

1 琵琶湖・環境科学研究センターの研究

〈琵琶湖・環境科学研究センター〉

琵琶湖・環境科学研究センターは、琵琶湖を抱え

た滋賀県が直面する様々な環境問題に対して、科学的、技術的側面から課題解決を図るために、社会、行政ニーズに応えた、成果重視の試験研究を推進しています。琵琶湖と滋賀の環境について、未知の現象を解明し、研究成果を総合的に解析し、政策提言を行うとともに、さまざまな科学的知見を集積し、内外の試験研究機関や大学等との連携をすすめ、環境情報の拠点を目指します。

また、開かれたセンターとして、県民やNPOの方々との交流・連携を通じて、地域の環境保全活動を支援しています。さらに、世界に向けて、湖沼や流域の研究情報を発信するとともに国際研究交流をすすめています。

（1）試験研究の推進

琵琶湖と本県の環境を取り巻く21世紀のあらたな課題の解決に向けて、琵琶湖とその流域を視野に入れながら、「資源循環型社会の構築」および「琵琶湖と流域の水質・生態系の保全」、「環境リスクの低減」の3つの分野について、重点的に取り組んでいます。

ア 資源循環型社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の課題等を明らかにし、滋賀県における循環型社会像を提示します。また、県民参加型環境情報システムを構築し、県民とのパートナーシップを通じて資源循環型社会

の実現を目指します。

(主要研究)

- ①滋賀県における資源循環型社会システムの形成に関する調査研究
- ②県民参加型環境情報システムの構築に関する研究
- ③水素エネルギー産学官連携共同研究

イ 球磨湖と流域の水質・生態系の保全

琵琶湖の総合保全を図るため、琵琶湖の流域管理のための分析システムの構築に取り組みます。また、水質の監視・評価を行い、水質汚濁メカニズムの解明および効果的な水質保全対策の推進に関する試験研究や生態系保全手法に関する試験研究を推進します。

(主要研究)

- ①琵琶湖の流域管理のための分析システムの構築に関する調査研究
- ②環境負荷の軽減を図るための森林管理方法の検討
- ③ノンポイント負荷が琵琶湖水質に及ぼす影響の把握
- ④琵琶湖塩津湾の水質が北湖の生態系に及ぼす影響に関する研究
- ⑤湖沼の環境変化と水質・生物群集の変化に関する比較湖沼研究
- ⑥紫外線が琵琶湖の水質へ及ぼす影響評価
- ⑦琵琶湖における生態系レジームシフトに関する先導的研究
- ⑧世界水と気候のネットワークに関するデータベース構築
- ⑨湖沼国際交流調査
- ⑩流域の地域特性に基づいた生物多様性保全手法の構築

ウ 環境リスクの低減

環境中の有害化学物質の影響を把握し、健全な環境の保全を図るため、環境汚染の監視、微量化学物質に関する情報の収集・整備、化学物質による人の健康や生態系への悪影響のおそれ＜環境リスク＞の

低減に関する試験研究を推進します。

(主要研究)

- ①琵琶湖生態系における微量化学物質の研究
- ②微量化学物質の初期リスクの評価手法に関する研究
- ③オキシダントの動態に関する研究

(2) 情報の収集・発信

環境情報室では、琵琶湖や滋賀の環境に関する環境情報センターとして、試験研究の成果や各種の環境情報を発信しています。また、琵琶湖や滋賀の環境に関する図書等をご覧いただけます。

ホームページでは、琵琶湖の水質やプランクトン等の調査結果や試験研究成果、イベント情報の閲覧や、環境情報室で所蔵している図書等の検索を行うことができます。

(3) 研究交流の推進

他の試験研究機関や大学等との共同研究を行うとともに、研究者の受入を行っています。また、国際的な研究交流として、湖沼の比較研究や、研究生の受入・講師派遣等を行うとともに、琵琶湖と滋賀の環境を対象とする県立試験研究機関の連絡会議を開催し、研究会や共同研究等を実施しています。

(4) 広報・県民活動支援の推進

試験研究等から得た琵琶湖や滋賀の環境についての知見や試験研究成果の発信のため、ニュースや報告書を発行しています。

また、県民等のみなさんにセンターの試験研究を紹介するため、フォーラム等を開催するとともに、みなさんの環境保全活動を科学的、技術的側面から支援するセミナー等を開催しています。

2 球磨湖博物館の研究〈球磨湖博物館〉

(1) 球磨湖博物館のめざすもの

球磨湖博物館は、研究・調査に基づきながら交流・サービス、情報の収集・発信、資料整理、展示を総合的に行なうことによって、琵琶湖とその集水域および淀川流域の自然、歴史、暮らしの理解を深め、これら琵琶湖地域の人びとともに「湖と人間」の新しい存在関係を築いていくことをめざしています。

す。

このために3つの基本理念「『湖と人間』というテーマを持った博物館」、「フィールドへの誘いとなる博物館」、「交流の場としての博物館」を掲げ活動しています。

2002年（平成14年）12月には、中長期目標『地域だれでも・どこでも博物館』を策定し、2005（平成17年）3月には中長期基本計画を公表しました。この基本計画では、博物館活動を通じて、生活・生業の場である地域の価値をそこに住む人びとの協働によって、それぞれの地域が博物館と呼べるように応援していくことをめざしています。

（2）琵琶湖博物館の研究

研究・調査活動は、琵琶湖博物館の活動基盤となっています。その成果を広く発信して博物館の展示、交流、情報発信活動に活かしています。また、中長期基本計画に基づき琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に進めながら、人びとが地域の調査活動に参加したり、あるいは研究活動を自ら行うことができるよう応援しています。

こうして博物館や地域で行われる研究を学際的・国際的なものに展開し、地域や社会への貢献につながる研究推進型博物館の実現をめざしています。

研究部には以下の3つの研究領域があり、総合研究、共同研究、専門研究などの研究プロジェクトを組み合わせて研究活動をおこなっています。

【研究領域】

- ・環境史研究領域：「湖と人間」との関わりが、歴史的にどのようにできあがってきたのか、をテーマに研究調査を行う。
- ・生態系研究領域：「湖と人間」の関わりが、今どのようにになっているのか、をテーマに研究調査を行う。
- ・博物館学研究領域：「湖と人間」をテーマとする博物館はどうあるべきなのか、をテーマに研究調査を行う。

詳細については、琵琶湖博物館のホームページ <http://www.lbm.go.jp/>でみることができます。

3 森林センターの研究 〈森林センター〉

森林センターでは、木材の生産や森林の整備を通じ、公益的機能の発揮に寄与してきた森林を、より一層機能の高い森林に育成するための調査・研究を行っています。

- (1) ウツクシマツの遺伝子保存に関する研究
(昭和61～平成23年度)
- (2) 森林づくりが琵琶湖に与える影響調査
(平成18～23年度)
- (3) ニホンジカによる造林木等被害防除技術の確立
(平成17～19年度)
- (4) 環境林植生経年調査（平成18～20年度）

[→参考資料（49）](#)

4 農業技術振興センターの研究

〈農業技術振興センター〉

農業技術振興センターでは、消費者が求めるより安全で安心な農産物を供給するとともに、琵琶湖や周辺環境への負荷をできる限り削減していくため、環境にこだわった農業生産技術の研究開発に取り組み、その成果の普及に努めています。

- ア 環境こだわり農業推進のための少量土壤培地耕技術の開発
- イ 環境こだわり農業の環境影響調査
- ウ 環境こだわり野菜生産技術の確立
- エ 環境こだわり農業を支える茶園管理技術の確立
- オ 有機物を活用した環境こだわり農業のための土壤施肥管理技術
- カ 近畿地域の水稻の環境負荷低減技術の体系化と負荷予測モデルの開発
- キ 地域の用水源・営農形態等の変化に伴う汚濁物質負荷過程の解明
- ク 農薬安全使用技術・減農薬栽培技術の確立
- ケ 昆虫病原菌を基幹としたアブラナ科野菜害虫の防除体系の確立

5 水産試験場の研究 〈水産試験場〉

近年、琵琶湖の環境をはじめとして本県水産業を取り巻く諸条件は厳しさを増し、ニゴロブナやホンモロコなどの在来魚にとって、良好な繁殖・成育の場が減少するとともに、オオクチバスやブルーギル

といった外来生物が異常繁殖して、生態系のバランスが大きく崩れ、漁場の生産力が大幅に低下しています。このような中にあって、水産試験場では、漁業の持続的発展を図るために、重要水産資源の維持培養と栽培漁業の推進、漁場環境の保全技術や増養殖技術の開発、水産物の有効利用、マス類などの試験研究や調査事業に取り組み、その成果の普及に努めています。

(1) アユの冷水病対策研究

アユ冷水病が養殖場や天然水域に蔓延しており、その対策が緊急かつ重要な課題となっています。このため、冷水病の発生メカニズムの解明に努めるとともに、加温処理やワクチン等予防や治療技術について開発を進めています。

(2) 琵琶湖生態系修復のための総合対策研究

近年の琵琶湖では、生息する生物の種の多様性がなくなり、生態系に大きな歪みが生じています。このため、琵琶湖漁業の生産基盤である琵琶湖の多様で健全な生態系を回復させるための調査研究に取り組んでいます。

(3) 琵琶湖沿岸環境変動の影響調査研究

琵琶湖ではさまざまな生態系異変現象が生じていますが、その異変要因の多くは陸域から水域への遷移帯（エコトーン）あるいは沿岸帯での変化事象と想定されています。そこでこれら沿岸帯で、顕在化してきている農業排水、水草の異常繁茂等の生態系変動要因の漁場環境への影響を調査し、今後の漁業対策や漁場環境保全対策に活用します。

(4) 有害外来魚撲滅対策研究

琵琶湖やその周辺水域で大繁殖しているブルーギルやオオクチバスといった外来魚は、漁業上重要なニゴロブナやホンモロコ等を食害するほか、在来の水生生物に多大な影響を与えています。そのため、これら外来魚の生態や分布を明らかにして、一層効果的で効率的な駆除技術の開発に努めています。

(5) 特産マス資源の保全と活用に関する調査・研究

本県の特色を活かしたマス類漁業および養殖業の振興を図るため、在来マス類資源の増殖や生息環境の評価・管理およびビワマスを用いた地域特産養殖業の開拓に関する研究に取り組んでいます。

第3節 多様な政策手法の活用

現 状

環境政策における政策手法として、排水規制などの直接規制的手法や、環境アセスメントなどの手続的手法、P R T R 法による届出などの目標の提示や一定の手順、手続の義務付けなどにより間接的に規制を行う枠組規制的手法、環境報告書の公表による情報的手法などが活用されています。

課 題

今後も環境問題の構造の変化に適切に対応し、環境を内部化した社会を目指していくため、新たな政策手段の開発や既存の政策手段の改良、適用範囲の拡大などにより、効果的に環境改善を進める必要があります。

取 組

1 土地利用計画に基づく土地利用の適正化

〈県民生活課土地対策室〉

(1) 土地利用の現況

県土4,017km²の利用形態をみると、平成16年現在で、およそ森林が51%、水面・河川・水路が20%、農用地が14%、宅地が6%、道路が3%、その他が6%を占めています。

これを国土と比較してみると、森林は全国比率よりも低く、農用地、宅地はやや高くなっています。また、水面・河川・水路は琵琶湖を含んでいるため全国比率より極端に高くなっています。

次に、平成6年(1994年)から平成16年(2004年)の10年間ににおける土地利用の推移をみると、農用

地、森林は他への転用が多く、それぞれ37km²、18km²減少しています。

一方、増加している主な利用形態としては、都市化の進展に伴い、道路が13km²、宅地が23km²の増加となっています。

(2) 土地利用の課題

土地には、地価と土地利用の二つの基本的な課題がありますが、近年の土地を巡る状況は、長期にわたり地価が下落し続けるなど、右肩上がり一辺倒の地価上昇の時代とは異なり、土地利用の課題の重要性が増してきています。

今後の土地施策においては、これまでの地価抑制を基調としていたものに代わって、ゆとりある住宅・社会資本の整備と自然や環境に配慮した安心できるまちづくり・地域づくりをめざした有効で適正な土地利用の推進を図るための、いわゆる土地の「所有から利用」に向けての諸施策を推進していきます。

(3) 国土利用計画および土地利用基本計画

国土利用計画は、「国土利用計画法」に基づき、土地利用のあり方について適正な土地利用を誘導していくための目標を示すものであり、全国計画、県計画、市町計画から構成されています。いずれも公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を目的として策定されるものであり、国土の利用に関する行政上の指針となるものです。

全国計画は、現計画（第三次）が平成8年2月に策定されましたが、現在、国において新たな計画が平成19年度策定に向けて作業が進められています。

県計画は全国計画を基本として、平成9年(1997年)3月に現計画（第三次）が策定されています。

また、この計画を基本として定める土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域などの5地域区分および土地利用の調整等に関する事項を定めるもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等に基づく諸計画の上位計画として行政内部の総合調整機能を有するとともに、土地取引に関

しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に、規制の基準として機能するものです。

本県の土地利用基本計画は、同法第9条に基づき、最近では平成10年(1998年)3月に現計画として見直されています。

2 都市計画（都市計画課）

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する、現在から将来にわたる計画です。

都市計画の基本理念は、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保すべきこと、並びにこのためには、適正な制限の基に土地の合理的な利用が図られるべきこと」であるとされています。

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（都市計画区域マスターplan）

平成15年度には、マスターplanの策定作業を進め、平成16(2004)年4月から5月にかけて決定したところです。

(2) 地域地区

地域地区は、適正な都市環境が形成され、また保持されるように、自然的条件および土地利用の動向を勘案して、土地の使い方を決めるものです。

(表7-3-1)

ア 風致地区

風致地区は、良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために定める地区です。

その区域内では、条例によって、建築行為や宅地の造成等について一定の制限がかかります。本県では、琵琶湖とそれを取り囲む山地部等の自然的景観地を中心に13市町、39地区、面積約13,408haが指定されています。

イ その他地域地区

その他の地域地区として、本県では、伝統的な建造物やその周りの歴史的環境を保存するための伝統的建造物群保存地区などが指定されています。

(3) 都市施設

道路、公園・緑地、下水道等都市生活を営むうえで必要な都市施設については都市計画に定めこととされています。

平成17(2004)年3月末現在で都市計画道路は17市町、368路線、延長約1,021km、都市計画公園は20市町、249ヶ所、約1,253haが計画決定されています。

3 びわこ地球市民の森〈都市計画課〉

滋賀県においては、緑を再生するための事業を、野洲川の廃川敷地の一部42.5ha(延長約3.2km、幅100～200m)を活用して、県民をはじめ多くの人々とともに、長い時間かけて、様々な生き物が暮らす豊かな森「びわこ地球市民の森」として再生する事業に取り組んでいます。

この森づくりは、生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造と、照葉樹の林と訪れる人たちが自由

に楽しめる落葉樹の林や原っぱの形成をコンセプトとし、植栽基盤、園路や駐車場などの施設は都市公園事業として整備を進め、植栽については緑陰樹や施設まわりを除き、広く一般から募集を行い、苗木を中心に植樹を行っています。

森づくりのスタートした平成13(2001)年の「滋賀県植樹のつどい」(みどりの日に開催)から、平成18(2006)年4月末までに、延べ約16,200人の参加者により、53,600本もの苗木が植樹されました。また、植えた木の管理(草刈りや施肥など)も、一般から募集した「びわこ地球市民の森・森づくりセンター」の皆さん的手により「森づくりセンター活動」として実施しています。

4 ドイツ・バイエルン州との環境分野における交流 〈国際課〉

ドイツ・バイエルン州と平成15年(2003年)11月に「環境相互協定」を締結し(滋賀県、滋賀県産業支援プラザ、バイエルン州環境省、KUMASとの4者協定)、環境分野における経済交流を推進するとともに、情報交換や技術者の交流等を通じて、環境分野における相互協力を促進することになりました。

表7-3-1 地域地区の決定状況

単位:ha 平成18年3月31日現在

都市計画区域	用途地域	特別用途地区		風致地区	高度地区	高 度 利 用 地 区	防 火 域	準防火 地 域	臨 港 区	伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	駐 車 場 整 備 地 区
		特 別 工 業 地 区	特 別 業 務 地 区								
大津湖南	11,494			9,544	4,824	5	13		7	29	453
彦根長浜	4,709	24	26	3,257			5	67	2		
近江八幡八日市	3,447	23		607						45	
甲賀広域	2,563	5									
土山	150	94									
信楽高原	215	94									
山東伊吹	264										
浅井湖北	156										
高島	866	95						1			
計	23,864	335	26	13,408	4,824	5	18	68	9	74	453

た。以降、経済と環境は不可分との立場で、各種分野における共通した課題の解決に向けて連携を強化しています。

主な交流分野：

- ア 環境テクノロジー分野のノウハウの交換、専門技術者および学生の交換
- イ 環境メッセ（見本市）への相互出展
- ウ 経済、行政、教育分野の各種機関および企業間のネットワーク
- エ 水質浄化、廃棄物処理、再生可能エネルギー、環境マネジメント、環境バイオテクノロジーなどの分野における経済視察団の交換
- オ 環境政策分野における滋賀県とバイエルン州間の情報交換

平成18年9月には本県より産学官メンバーを構成員とする経済ミッションを派遣しました。また、10月のびわ湖環境ビジネスメッセ開催時にはバイエルン州からベルンハルト環境省次官をはじめとする10名のミッションが来県し、野洲市とバイエルン州の環境化学メーカーがビジネスパートナーシップ協定に署名しました。また、最新のドイツ廃棄物処理・資源化をテーマとする環境セミナー（参加者70名）を両県州で共同開催しました。このように環境と経済は不可分との立場で、両県州の産学官ネットワークの連携強化に取り組んでいます。

5 生態学琵琶湖賞〈水政課琵琶湖環境政策室〉

（概要）

本県は、水環境やその関連分野の生態学の発展を願うとともに、地域社会だけでなく世界に貢献することを目的に「生態学琵琶湖賞」を平成3年度に創設し、学術的・社会的見地から優れた業績をこの分野で挙げられ、今後さらなる活躍を期待される、アジア地域・国内の研究者の方々を表彰しています。

これまで、海外11名、国内15名の計26名（13回実施）に対し表彰を行いました。

第13回の受賞者および受賞理由

- ア 今井 章雄氏（国立環境研究所 水土壌圏環境研究領域・湖沼環境研究室長）

研究テーマ「溶存有機物質が湖沼生態系や飲料水に与える影響」

環境科学を専門とする今井氏は、主として

霞ヶ浦の水に含まれる溶存有機物質を詳しく解析し、湖水中に溶存有機物質が増えるのは分子量の小さい親水性の酸によるものであること、この酸が浄水場での塩素注入に伴う発ガン性物質生成の原因であること、溶存有機物質が植物プランクトンの組成を変化させることなどを明らかにし、湖水の環境保全にとって多大の貢献をされました。

イ 朱 杞載（ジュー・ギージェー）氏

（釜山大学生物学科教授）

研究テーマ「韓国洛東江における水域生態学の研究」

水域生態学を専門とする朱氏は、韓国第二の大河である洛東江に河口堰が建設されたことによっておこったいろいろな問題を、長期のモニタリングによって総合的に解析し、河口堰建設という人間活動によって河の性格が変わり、その結果プランクトンの組成や量が変化したこと、魚の生活も大きな影響を受け、魚の60%が外来魚に占められるようになったことを明らかにし、河川の総合的管理の重要性を広く認識させることに貢献されました。

（結果と評価）

今回の応募は国内7件、国外14件の合計21件であり、回を重ねるごとにその研究内容はレベルアップしています。

（今後の展開）

今井氏の研究成果は、湖沼の水環境指標等のあり方の見直しを含めた提言であり、今後琵琶湖の水質を考える上でも参考となります。また、朱氏の業績は、河口堰の建設等により人の手が加わった水環境での長期の調査に基づくものであり、今後の治水、利水、生態系保全を統合した、湖沼、河川の管理に活用が期待されます。

なお本賞は、平成18年5月15日～9月15日まで第14回の募集を行い、平成19年7月1日（金）（びわ湖の日）に第14回の授賞式・記念講演を実施します。

6 國際的活動機関

(1) 國際連合環境計画 技術・産業・経済局

国際環境技術センター〈UNEP DTIE IETC〉

UNEP DTIE IETC は、開発途上国および経済が移行期にある国々における環境上適正な技術の適用・応用を促進することを目的に活動しており、同滋賀事務所では主として水と衛生に関する環境管理問題について、関連情報の収集・提供、研修の実施、助言等を行っています。

本県は、琵琶湖における技術・経験と国際的な最新情報・技術に関する相互の理解と協力を期待し、また本県の地球環境問題に対する国際貢献を目指して、(財)国際湖沼環境委員会(ILEC)を通じ、UNEP DTIE IETC の活動に対する支援を行っています。(表7-3-2)

(2) (財)国際湖沼環境委員会〈ILEC〉

ILECは、世界の湖沼環境の健全な管理方法の確立とその推進を目的として、本県が中心となり関係省庁の協力を得て昭和61年2月に設立された国際的な非政府機関(NGO)です。

また、UNEP DTIE IETC 滋賀事務所の支援機関としての役割も担っています。

ILECの事業は、国際機関との協調および開発途上国への協力を基調としており、その多くはUNEPなどの国連機関との共同事業として実施しています。(表7-3-3)

表7-3-2 IETCの主な活動内容（※：ILEC共同事業）

事業名	平成17年度の実績
水と衛生	イラク南部湿原環境管理支援 <ul style="list-style-type: none"> 環境適正技術(EST)の適用によるジカール州、バスマード州、ミサーン州のコミュニティー6ヶ所約15,000人への安全な飲料水の供給(パイロットプロジェクト) 衛生、湿原水質管理に関するパイロットプロジェクトの開始 イラク人向け研修事業の実施(5コース統合的水資源管理、飲料水供給のためのEST、コミュニティーレベルの取組み、湿原環境管理、EST評価方法) イラク環境省、公共事業省、大学との共同によるイラク内第二次研修への協力支援 英語・アラビア語による湿原情報ネットワークの運営とイラク内5ヶ所へのサーバー設置 UNEPイラク南部湿原環境管理支援プロジェクト国際公開シンポジウムの開催(東京、8月) イラク議員、州知事、高官向けEST適用に関する視察研修(東京、大阪、滋賀*、8月) イラク南部湿原環境管理に関するドナー調整会議の開催(パリ、11月) 現地コミュニティーグループにより構想、実施された湿原管理に関するコミュニティーレベルの取組み支援 植物生態応用技術(Phytotechnology)適用のためのシミュレーションモデル作成
	その他の活動 <ul style="list-style-type: none"> 第4回世界水フォーラム(メキシコ、3月)への参加* 「水と廃水の再利用－持続可能な都市水管線のための環境上適正なアプローチ」の出版 「廃水安定化池と人工湿地のデザインマニュアル」の出版 「湖沼と貯水池の計画と管理」のオンラインモデリングツール(online modeling tool)の作成
災害管理	<ul style="list-style-type: none"> 「災害管理：環境管理と防災 - マルチステークホルダー・パートナーシップ(Multistakeholder Partnership)の構築」の出版 国際斜面災害研究計画(IPL)に関する討論会を開催するため国際斜面災害研究機構(ICL)に参加 タジキスタンへの国連災害評価調整(UNDAC)派遣団に参加
持続可能な生産と消費	<ul style="list-style-type: none"> エコタウン地域ワークショップ(バンコック、10月)の共催 第2回「都市と産業の共生」に関するアジア太平洋環境ビジネス・フォーラムの共催(川崎市、1月) 「統合的廃棄物管理スコアボード」のオンライン出版 「東南アジアにおける廃棄物管理の現状」のオンライン出版 3Rイニシアティブ高級事務レベル会合(3R-SOM)への参加(東京、3月) 「固体廃棄物管理」のオンライン出版 ベトナムにおける「再生可能資源活用と廃棄物利用による資源増大」プロジェクトの開始
その他	<ul style="list-style-type: none"> EST評価方法論に関する専門家会合の開催(滋賀、11月) 世界都市サービス産業会議への参加(中国無錫、11月)

表7-3-3 I L E Cの主な活動内容

事業名	平成17年度の実績
海外技術援助協力・環境教育推進事業	JICAの委託を受けて開発途上国の研修生を対象として、湖沼環境保全のための統合的湖沼流域管理研修および第6回水環境を主題とする環境教育研修を実施しました。 また、平和堂財団の助成を受け児童を対象に第3回体験型環境教育プログラムを実施したほか、イオン環境財団の助成を受けて、ネパール（カトマンズ市内）の河川浄化調査を行いました。
世界湖沼会議企画協力事業	アフリカ大陸で初の開催となる第11回世界湖沼会議を、ケニア水資源灌漑省と共に催しました（2006年10月31日～11月4日）。世界47ヶ国から約770人の研究者、市民、行政関係者が参加し、世界の湖の環境管理について議論を深めました。I L E Cは、4つの分科会を主催して会議の成功に貢献しました。なお、次回（2007年）はインドで開催することが決まりました。
広報出版事業	ニュースレター（日本語・英語）を年2回発行したほか、湖沼管理に関する国際的な科学ジャーナル誌“Lakes & Reservoirs”を科学委員の監修により年4回発行しました。
UNEP DTIE IETC 啓発事業	地域住民、N G O等にUNEP/DTIE/IETCの活動を広く紹介するとともに、環境問題を通して国際協力の重要性を知ってもらうため、パネル展を開催しました。
世界湖沼ビジョン普及事業	第3回世界水フォーラム（2003年3月）で滋賀県、UNEP-IETCなどと共同で発表した「世界湖沼ビジョン」を世界の湖沼管理の原則として活用してもらうため、中国語など5ヶ国語への翻訳・出版を行いました。 また、第11回世界湖沼会議、第4回世界水フォーラム（2006年3月）で分科会を開催して普及に努めました。
G E F プロジェクト事業	地球環境ファシリティー（G E F）等の資金援助を受けて、世界の28湖沼を対象に、各湖沼のこれまでの取組成果と課題を取りまとめる「湖沼流域管理イニシアティブ」プロジェクトを完了し、その報告書を作成しました。同プロジェクトの成果として、「統合的湖沼流域管理」の枠組みを打ち出し、世界の湖沼流域管理に普及させるため、第11回世界湖沼会議などで分科会を開催して啓発に努めました。

7 「近江環人地域再生学座」〈滋賀県立大学〉

「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」滋賀県立大学が、知の集積としての大学の組織・人材を最大限に活かし、地域の社会ニーズの解決に向けて、滋賀県をはじめとする地元自治体との緊密な連携のもとに、地域再生を担う人材の創出に取り組みます

湖国近江の風土、歴史、文化を継承し、自然と共に生した美しい居住環境の創出および循環型地域社会を形成するために、地域診断からまちづくりへの展開を組み立てられる人材（コミュニティ・アーキテクト（近江環人））を養成します。

滋賀県としては、大学の知的ポテンシャルを生かし、持続可能な地域づくりを進めるとともに、滋賀県立大学に対し「地域の知の拠点」として人材育成や地域貢献を果たすことができるよう支援します。

(表7-3-4)

コミュニティ・アーキテクト（近江環人）を養成するための科目、実習等を設け、大学院修士レベルの教育を提供するとともに、所定の資格試験に合格された方にコミュニティ・アーキテクト（近江環人）

の称号を付与します。

養成されたコミュニティ・アーキテクト（近江環人）が、県下の地域再生においてその能力を発揮し、大学と連携した持続可能な地域づくりをめざします。

また、将来的には大学の既設の研究科を統合し、新たな教育研究体制として、「地域再生学研究科」（仮称）の新設を検討し、地域再生にかかる人材養成拠点を形成します。

表7-3-4 募集内容等

コース	要件	修了年限
Aコース	大学院一般選抜、社会人特別選抜合格者	2年
Bコース	社会人一般（科目等履修生）	1年